

議案第 6 号

東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について

東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、東郷町議会の議員の議員報酬月額を見直すため必要があるからである。

東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和４６年
東郷町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

区分	議員報酬月額
議長	３９８，０００円
副議長	３２０，０００円
常任委員長	３００，０００円
議会運営委員長	３００，０００円
議員	２９１，０００円

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

令和7年1月15日付けの東郷町特別職報酬等審議会の答申を尊重し、東郷町議会の議員の議員報酬月額を見直す必要があるからである。

2 改正内容

東郷町議会の議員の議員報酬月額を次のとおり引き上げること。（別表関係）

区分	議員報酬月額	
	改正後	改正前
議長	398,000円	394,000円
副議長	320,000円	317,000円
常任委員長	300,000円	297,000円
議会運営委員長	300,000円	297,000円
議員	291,000円	288,000円

3 施行期日

令和7年4月1日から施行すること。